平成２９年（フ）第１６０号
群馬県高崎市栗崎町417番地２　ホワイトハイツ１－103号
債務者　植栗　七郎
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１６１号
群馬県高崎市栗崎町417番地２　ホワイトハイツ１－103号
債務者　植栗　満世
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１７０号
群馬県富岡市星田630番地
債務者　濱名佐智子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第８６４号
埼玉県川口市大字東内野341番地の５
債務者　中村　　裕
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４２号
埼玉県加須市志多見604番地１　アマランスＥ202号室
債務者　新井　雄一（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０１号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番10－306号　駅前プラザ
債務者　小川　堅一
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０５号
埼玉県川口市仲町11番10号　ホワイトシティ302号
債務者　相川　玉江
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１０号
埼玉県戸田市大字新曽778番地の３　ひかりコーポ201号室、旧住所東京都北区赤羽北２丁目28番４号　メゾンタケノウチ101号
債務者　薬師寺　隆
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１２号
さいたま市北区奈良町134番地　奈良住宅１－204
債務者　山口　優太
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４８号
さいたま市西区大字西遊馬2196番地１　さくら草の郷212号室
債務者　鹿瀬　美香
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４９号
さいたま市西区大字西遊馬2196番地１　さくら草の郷212号室
債務者　鹿瀬　祐美
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８３号
埼玉県川口市朝日６丁目20番８号　オリオンスクエア101号
債務者　土澤　洋惠
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５２２号
埼玉県越谷市蒲生２丁目12番39号　メゾンアスマ201
債務者　中嶋　徹也
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４９５号
埼玉県狭山市大字東三ツ木180番地の32
債務者　田村　博忠
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５００号
埼玉県川越市大字鯨井新田26番地１（ＴＯＰ川越第４－503号室）
債務者　一宮　幸夫
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５１５号
埼玉県狭山市大字北入曽1235番地の48　サンスイホーム101
債務者　芳賀　　薫
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８３号
千葉県旭市幾世889番地
債務者　向後　優希
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係